

議案第四十二号

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

令和八年七月二十三日

港区教育委員会

令和8年7月23日
教育委員会議案資料 No. 8

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する

規則（案）

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年港区教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「公民権行使等休暇は、」の下に「会計年度任用講師が、」を加え、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

付 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表	
改正案	現行
（前略） （公民権行使等休暇） 第十六条 公民権行使等休暇は、会計年度任用講師が、正規の勤務時間の全部又は一部において、当該会計年度任用講師の選挙権その他の公民としての権利の行使又は裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭（以下この条において「公民権行使等」という。）をするための休暇であつて、その期間は、必要と認められる時間とする。 2・3（略） （後略） 付則 この規則は、令和八年八月一日から施行する。	（前略） （公民権行使等休暇） 第十六条 公民権行使等休暇は、正規の勤務時間の全部又は一部において、当該会計年度任用講師の選挙権その他の公民としての権利の行使又は公の職務の執行（以下この条において「公民権行使等」という。）をするための休暇であつて、その期間は、必要と認められる時間とする。 2・3（略） （後略）